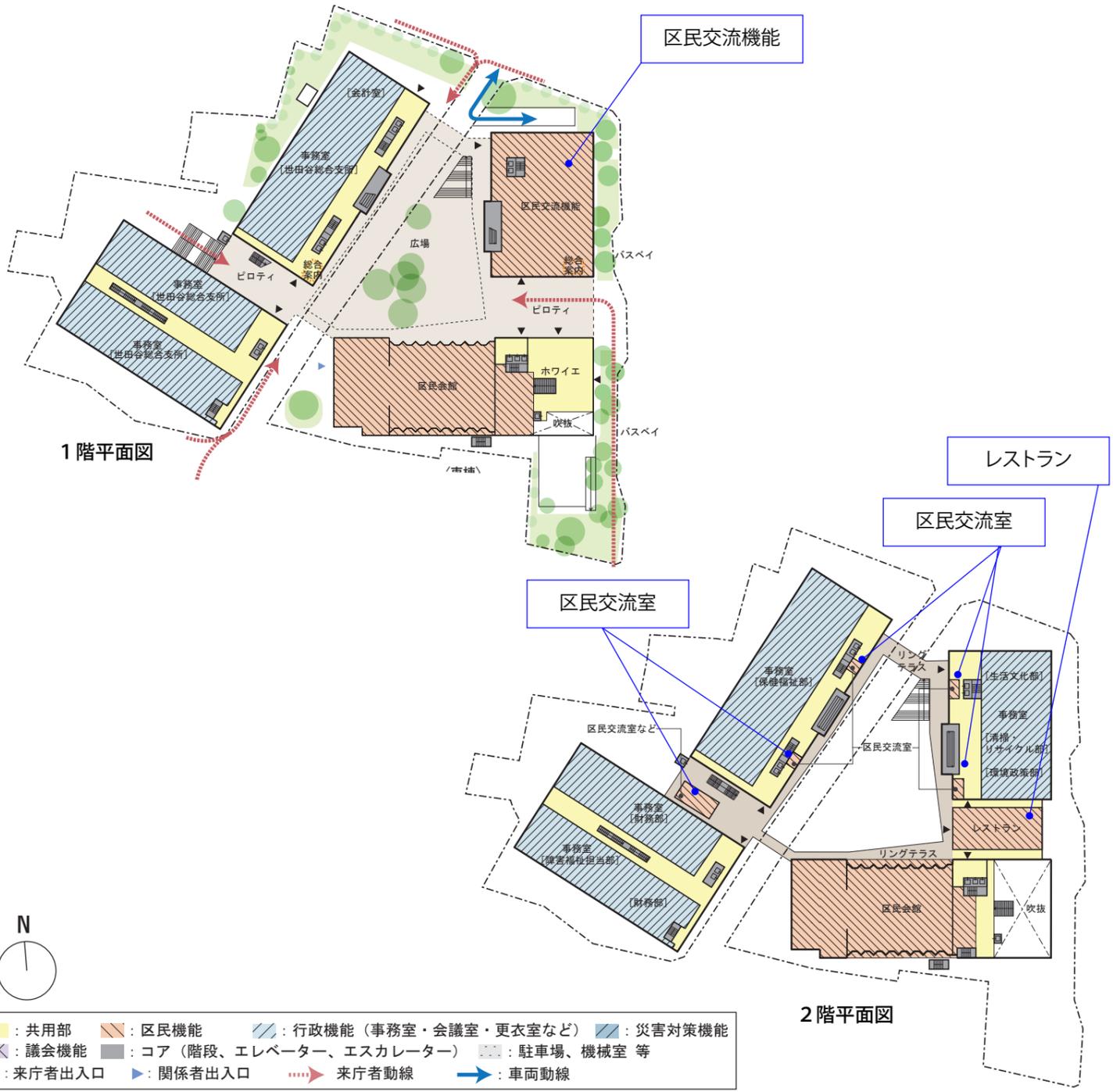


■区民交流機能 整備方針

- ・広場を囲む1、2階に区民交流機能を立体的に配置することで、活動の様子を広場からも見ることができ、様々な賑わいを創出する計画とします。
- 区民自治を促す協働・交流・発信の拠点
 - ・区民同士の交流活動のための各機能をまとめた拠点「区民交流機能」を東2期棟1階に配置し、区民会館や広場を含め、「区民による協働・交流・発信の場」として位置付けます。
 - ・東2期棟1階には、区民交流スペース、情報コーナー、PRコーナー等を設け、区民や事業者等による区民活動が積極的に行われるよう整備します。また、エフエムせたがやのサテライトスタジオを様々な情報発信の場として設置します。
- テラスを囲んだ交流空間の創出
 - ・2階リングテラスに面して、レストランや区民交流室を配置し、閉庁時にも区民が気軽に利用できるものとします。
 - ・区民交流機能については、屋外から出入り、閉庁時にも利用できる階段、エレベータ等を設置し、閉庁時の庁舎のセキュリティを確保した計画とします。



■参加と協働・交流の機能(東2期棟1階)

- ・東2期棟1階には、総合案内、ロビー機能を区民交流機能とは別に確保します。
- ・区民交流機能は、駐輪場等の配置も考慮した出入口の配置など、様々な人が利用しやすい計画とします。
- ・区民交流機能は、閉庁時に区民が利用することも想定し、上階の庁舎のセキュリティを確保する計画とします。
- 区民交流スペース
 - ・様々な区民活動団体等が、自由に打合せや共同作業、協働・交流に使えるオープンなスペースを確保します。また、多目的に利用できる空間を整備します。
- 情報コーナー
 - ・区政情報や区の魅力(文化・歴史・芸術・観光等)に関する資料やパンフレットなど、様々な情報を集約して提供する区政情報センターを設置します。
 - ・区政情報センターには、個別ブースを設けるなど、区民が落ち着いて利用できるように配慮します。
 - ・消費生活に関する様々な資料や書籍が閲覧できる展示や、書籍の貸出等が行えるスペースを確保し、機能連携を図ります。
- PRコーナー
 - ・区の施策や事業、イベント等のPR、交流自治体のPR、区民活動団体の紹介や活動PR、区民活動の発表・作品展等が可能なスペースを、それぞれ確保します。
- 売店
 - ・区民交流スペース等を利用する区民等が気軽に利用できるよう、売店を設置します。また、障害者施設の生産品等を販売するスペースを確保します。

■リングテラス廻りについて(2階)

- 配置機能について
 - ・2階リングテラスに面して、レストラン、区民交流室を配置します。
- レストランについて
 - ・本庁舎や区民会館に訪れた区民等が気軽に利用できる東棟2階に、レストラン(200席程度)を配置します。
 - ・施設へのメインアプローチとなるピロティに面した位置とし、視認性もよく、賑わいを演出します。
- 区民交流室
 - ・様々な区民活動団体との協働ができるよう、区民活動団体が打ち合わせや共同作業などに使える部屋を、2階テラスに面して配置します。
 - ・開庁時は行政の会議室として活用しますが、外部から直接アプローチできる配置とすることで、夜間や閉庁時には区民が利用できるようにします。
 - ・区民交流室については、1階の区民交流機能、広場等との一体的な利用も想定し、閉庁時にも利用できる階段、エレベータを設置します。

■広場機能

・「09.外構計画(広場計画)」を参照してください。

■その他

- 展望ロビー
 - ・東1期棟の最上階(10階)には、展望ロビーを計画します。南西方向に展望が開けており、区内はもちろん、遠くは富士山を望める場所となります。

■防災について

- ・防災性・連携性・可変性に配慮した計画とし、災害対策施設としての機能向上を目指します。
- ・安全性・BCP向上を最優先とした建替計画とします。
- ・広場を中心とした低層型庁舎とリングテラスで、避難動線の短縮化・分散化等、機能性・安全性を強化した計画とします。

■災害対策施設として、行政機能継続性の確保について

○耐震安全性の目標について

- ・本庁舎は免震構造とし、国土交通省が定めた「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」における耐震安全性の分類を「構造体Ⅰ類、非構造部材A類、建築設備甲類」とします。
- ・大地震動後、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られるものとします。
- ・構造体は、大地震動後、補修をすることなく建築物を使用できることを目標とします。
- ・建築非構造部材は、大地震動後、災害応急対策活動などを円滑に実施し、危険物の管理上、支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とします。
- ・建築設備は、大地震動後、二次災害の防止を図るとともに、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できることを目標とします。

○災害対策機能の集約について

- ・発生直後から災害対策機能が確立できるよう災害対策本部室、災害対策本部会議室、オペレーションルーム、無線室等の災害対策本部機能を3階に集約します。
- ・地下2階から2階までの4層で東西棟を接続することにより、災害時における東西棟の連携を強化します。

○サーバー室

- ・大規模災害時の対応において、被害状況の把握、災対総括部から災対各部間の情報伝達や情報共有を行うなど、最低限必要なシステムが可動するよう、利用可能な認証基盤システムを構築し、サーバー室を東西棟に設置します。

○物資・情報供給拠点としての位置づけについて

- ・広場は、緊急車両(自衛隊・警察車両など)・物資供給車両スペースとして活用します。
- ・東2期棟1階に災害情報を含め、様々な情報の発信の場として、エフエムせたがやのサテライトスタジオを設置します。

○低層階全体の災害対策施設への転換について

- ・東2期棟1階の区民交流スペースは、災害時に活用可能なスペースとします。
- ・区民会館のホワイエは物資受入や荷捌きのスペースとして活用可能なスペースとします。
- ・非常時は、非常用電源でエレベータの一部を稼働させますが、万が一エレベータが停止しても、低層化により、上下移動が円滑に行え、応急災害対策業務等が安全かつ迅速に行える計画とします。

○防災備蓄について

- ・災害時の本庁舎従事職員1300人分の食料3日分、飲料水(ペットボトル)3日分及び排便収納袋を備蓄します。

○防火水槽について

- ・東西敷地に1か所ずつ防火水槽を設置します。

■安全性・BCPを高める建替計画について

- ・発電機・オイルタンク・防災井戸は、工事の第一段階として新設工事を行います。
- ・工事1期で、区長室、災害対策本部会議室等を完成させ、迅速な指揮系統を確立します。

■低層型庁舎とリングテラスによる安全性強化について

- ・低層型庁舎により、エレベータに頼らず1階広場や近隣避難場所への避難が迅速に行いやすい計画とします。
- ・2階リングテラスにより避難動線の分散化を図り、避難時の安全性向上に繋がります。
- ・リングテラス下やピロティは、日影や雨があたらない場所として災害時に有効に活用します。
- ・リングテラスについては、災害時に広場へ緊急車両が進入することを踏まえた高さを確保します。

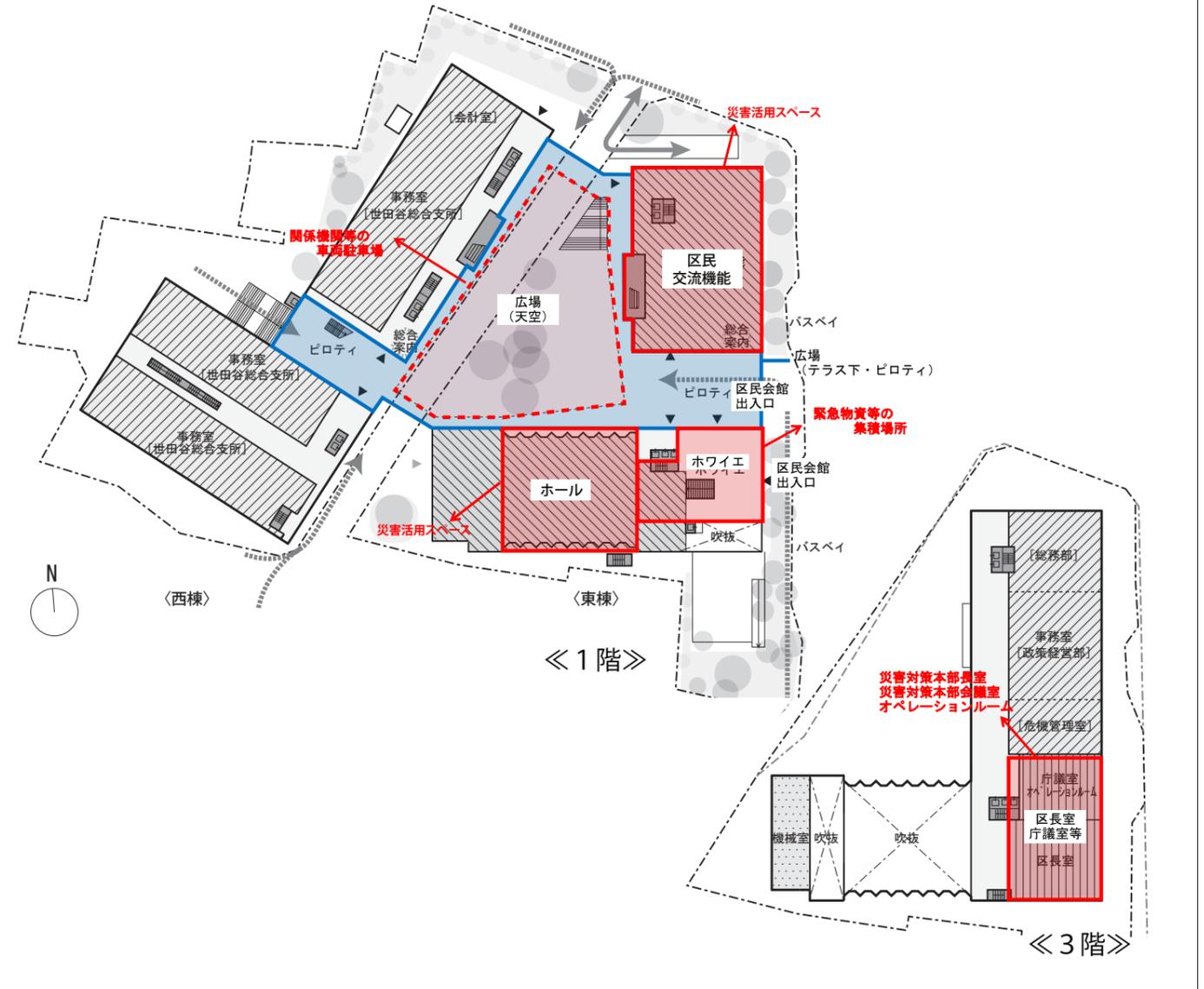
■浸水対策について

- ・近年のゲリラ豪雨などによる災害発生を鑑み、雨水貯留浸透施設を設け、庁舎への浸水を防止するとともに、雨水の流出を抑制します。また、止水板や十分な排水機能の確保等により地下の機械室、サーバー室等への浸水を防止します。

■災害時の庁舎利用について

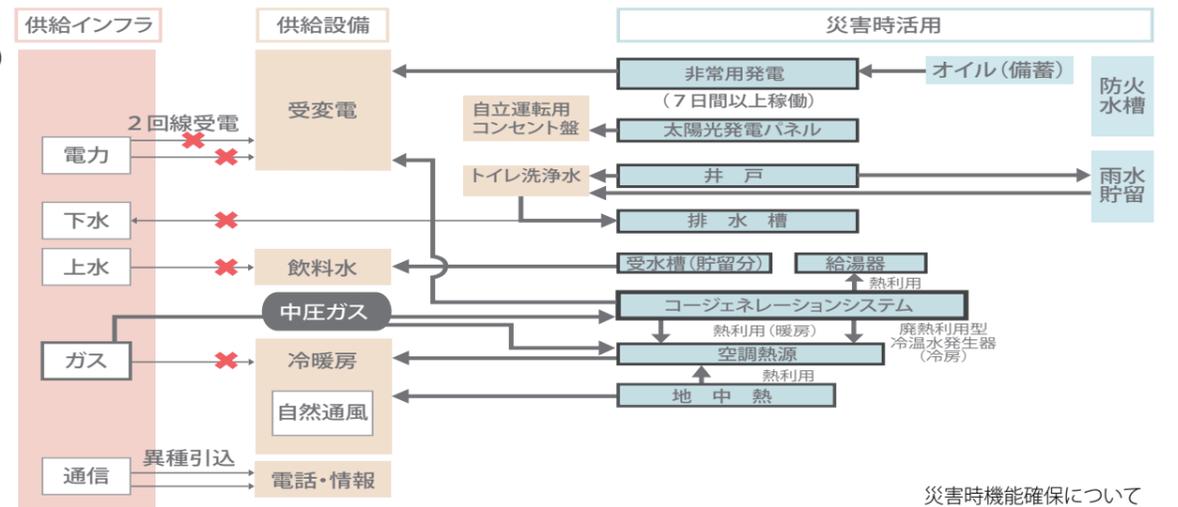
○災害時の利用を想定した施設計画

- ・本庁舎では、震災時の災害対策本部のほか、豪雨時の水防本部など、様々な災害対策機能が設置されます。今回の本庁舎には雨に濡れない屋外空間や、フラットなスペース、更には多くの会議室が整備されるため、今後、部署配置を基に、災害時の利用を想定した施設計画を検討していきます。



■災害時機能確保について

- ①電力
 - ・受変電設備や非常用発電機等を適切に設置することにより、災害発生時からインフラ復旧まで庁舎機能を維持できる計画とします。(東棟・西棟)
 - ・受変電設備は棟毎に高圧電力による本線・予備電源の2回線受電を計画します。(東棟・西棟)
 - ・非常用発電機は、液体燃料備蓄等により7日以上稼働できる計画とします。(東棟・西棟)
 - ・太陽光発電やコジェネ発電を設置し、日常利用時の環境性能と災害時の防災性能を両立できる計画とします。(場所は検討中)
 - ・上記の発電機により最大電力の約50%程度の機能が維持できる計画とします。(東棟・西棟)
- ②通信
 - ・通信(電話・情報)の引込み計画は、信頼性、安全性を確保するため異種引込み(メタル、光)を考慮します。(東棟・西棟)
 - ・災害時の情報収集のため、防災無線、電話、情報、テレビ等が利用できるよう、各機器には非常用電源を供給します。(東棟・西棟)
- ③給水
 - ・震災時に給水本管から上水を受水できない場合、受水槽の水を活用するため、感震器により作動する遮断弁を計画します。また、井水は区民への給水に活用する他、トイレ洗浄水に利用できるよう計画します。(東棟・西棟)
- ④排水
 - ・震災時に下水道本管に放流できない場合、トイレなどの排水をピット内の汚水槽に放流できるよう切替装置を計画します。汚水槽の容量は東棟・西棟の合計で約250m³を確保します。(東棟・西棟)
 - ・世田谷区建築物に係る住環境の整備に関する条例に基づき、マンホールトイレを設けます。(場所は検討中)
- ⑤都市ガス
 - ・震災時に破断の可能性が少ない中圧ガスを引き込みます。(東棟・西棟)
 - ・震災時に冷暖房を必要とする室は、発電機からの電源供給、若しくはガス熱源機器により運転可能とします。(東棟・西棟)



災害時機能確保について

■総合案内及び窓口サービスについて

○アプローチについて

・敷地へのアプローチに合わせ、各建物ごとに2箇所以上の出入口を設け、各方面から出入りしやすい計画とします。

○総合案内をわかりやすい位置に配置

・総合案内を東2期棟、西2期棟の1階出入口近くに設置し、来庁者のアプローチ動線上で、かつ庁舎全体を見渡せる場所に配置する計画とします。

○だれでも分かりやすい案内

・目的の窓口までスムーズにアクセスできるよう、適切な場所に案内表記を設置します。
・文字の大きさや色に配慮し、ピクトグラムなどを用い、高齢者や外国人など誰にでも分かりやすい案内表記とします。

○ロビー機能の充実

・来庁者の待ち合わせや一時的な打合せなどが可能な空間として、総合案内の設置に合わせ、ロビーを設けます。
・ロビーは見通しの良い開放的な空間とします。また、西1・2期棟、東2期棟のロビーは広場に面し、明るい空間とします。

○待合い空間の充実

・高齢者や障害者の方でも快適に過ごせる待合い空間を整備するとともに、子ども連れの方も安心して利用できるように、キッズスペースや授乳室などを設置します。
・電光掲示板や大型モニター等の設置により、利用者にわかりやすく効率的な窓口サービスシステムを導入します。
・繁忙期、臨時的な窓口設置を考慮し、現状の窓口混雑状況を踏まえ、相互に待合スペース等を共用できるように設置します。

○ひととき保育

・区民が様々なイベントに参加しやすいよう、「ひととき保育」が可能なスペースを確保します。

○窓口配置

・来庁者用駐車場からの移動距離が少ない西棟には区民系窓口を集約して配置し、低層階には来庁者の多い部署を配置します。
東棟には、西棟における区民手続き等の動線との交錯を避けるため、事業系窓口を配置します。

■ユニバーサルデザインについて

(1)すべての人にやさしい庁舎

・「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、「世田谷区高齢者、障害者等が安全で安心して利用しやすい建築物に関する条例(通称:バリアフリー建築条例)」、「世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例」に基づき、利用者の立場に立った、きめ細かな配慮によって、高齢者や障害者、外国人など、すべての人が利用しやすい庁舎を目指します。
・設計段階においてユニバーサルデザイン検討会等を実施し、ユニバーサルデザインに取り組むアドバイザー等の活用も図りながら、多様な区民のニーズを把握し、施工段階においても多様な区民の参加で整備を進めます。
・ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、高齢者や障害者などすべての人が、東西南北どこからでもアクセスできるよう、エレベーター等を適切に配置します。

(2)利用しやすい移動空間の整備

・屋外空間も含め、誰もが歩きやすく、車椅子等での移動がしやすいよう、段差のない動線や避難スペースの確保、手すり・ベンチ等の設置を行います。
・エレベーターは、すべての人にとって使いやすく、安全で、数や配置、大きさ、案内情報などの設備等に配慮します。
・来庁者が多く訪れる1～2階間を基本に、エスカレーターを設置します。
・西側から訪れた人が、庁舎内で地下1階から1階へスムーズに移動できるよう、施設計画を工夫します。
・音声案内等の設置により、障害者へ配慮した移動空間を整備します。
・各棟への雨天時等の動線を地下及び地上部で確保するため、東棟と西棟の間に地下通路及び2階テラスを設けます。
・来庁者の平常時の出入口と夜間窓口などの時間外出入口の場所が大きく異なることのないよう、施設計画を工夫します。

(3)利用しやすい設備の整備

・誰もが利用しやすい環境を整備するため、多機能トイレやオストメイト対応設備を適正に配置します。その他一般トイレについても、高齢者や障害者、乳幼児などすべての人の利用に配慮した計画とします。
・筆談用ボードの窓口への配備、タブレット端末を活用した遠隔手話通訳体制や補聴システムの整備など、障害者に配慮した設備を導入します。

